

地防第9974号
24.7.27
一部改正 防地防第5093号
30.3.28
一部改正 防地防第8356号
31.4.26
一部改正 防地地第11711号
令和3年7月1日

北海道防衛局長
東北防衛局長
南関東防衛局長 殿
近畿中部防衛局長
九州防衛局長

地方協力局長

砲撃音等自動測定調査の実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

砲撃音等自動測定調査実施要領

1 調査の目的

演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）第1条に規定する演習場（以下「演習場」という。）の周辺地域における防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第1項に規定する自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響（以下「砲撃音等」という。）について、自動騒音測定装置をもって継続的に調査し、砲撃音等対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の方法

- (1) 演習場の周辺に自動騒音測定装置を設置して、砲撃音等の強度、発生回数、発生時刻を測定し、当該測定結果を基にL_{cden}の平均値を算出する。
- (2) 自動騒音測定装置の設置に当たっては、建物等による音響の反射や遮へい又は暗騒音の影響が少なく、砲撃音等の状況を的確に把握できる場所（次項において「測定場所」という。）を選定するものとする。

3 調査計画書

- (1) 北海道、東北、南関東、近畿中部及び九州各地方防衛局企画部長（以下「企画部長」という。）は、自動騒音測定調査（以下「調査」という。）を実施しようとする場合には、演習場周辺の砲撃音等に対する苦情等の状況を踏まえ、調査の対象とする演習場の周辺及び測定場所を選定し、調査を必要とする理由、測定場所、調査期間及び必要経費等を記載した調査計画書を作成の上、あらかじめ地方協力局地域社会協力総括課長（以下「地域社会協力総括課長」という。）に協議するものとする。
- (2) 前項の調査計画書を変更する場合は、あらかじめ地域社会協力総括課長と協議するものとする。

4 調査結果の公表

企画部長は、調査を実施したときは、その調査結果について、付紙様式第1及び付紙様式第2により整理し、翌々月の末日までに各地方防衛局のホームページに掲載するものとする。ただし、これにより難い事情が生じた場合は、事前に地域社会協力総括課長と協議するものとする。

5 その他

企画部長は、この要領に定める調査の実施又は結果の取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度、地域社会協力総括課長と協議するものとする。

〇〇周辺の砲撃音等騒音状況

〇〇周辺に設置している自動騒音測定装置による測定結果は、次のとおりです。

令和〇年度

測定点 No.	測定場所	〇月

上段：L c d e n の平均値

下段：1日当たりの平均騒音発生回数

～

〇月	年度	年間騒音 発生回数

注： 測定装置の故障等があった場合には、その概要及び故障等期間を記載すること。

〇〇周辺の砲撃音等騒音状況

〇〇周辺に設置している自動騒音測定装置による測定結果は、次のとおりです。

令和〇年〇月

上段：L c d e nの値

下段：騒音発生回数

測定点 No.	測定場所	〇日 ()

～

〇日 ()